

地方分権改革の推進に向けた指定都市市長会要請

地方分権改革については、地方分権改革推進委員会による数次にわたる勧告を踏まえ、第1次及び第2次一括法が施行され、さらに今年4月には新たな第3次一括法案が国会に提出されるなど、義務付け・枠付けの見直しや基礎自治体への権限移譲などについて一定の進展が見られ、地域の自主性を高める取組が一步前進したものと評価している。

しかしながら、地方が自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政運営を行うことが可能となるためには、その取組は不十分であると言わざるを得ない。

また、地方分権改革の推進による地域力の向上は、日本再生に必要な不可欠であることから、総理大臣の強力なリーダーシップの下、4月に設置された地方分権改革有識者会議において指定都市等の地方の意見を十分反映させながら、真の分権型社会の実現に向け、更なる義務付け・枠付けの見直し、指定都市への権限移譲及び税源移譲の推進など、地方分権改革に積極的に取り組んでいただくよう、次のとおり強く要請する。

平成25年5月29日

指定都市市長会

1 更なる義務付け・枠付けの見直し、指定都市への権限移譲及び税源移譲の推進

(1) 更なる義務付け・枠付けの見直し等

国はその本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政は、できる限り地方自治体に委ねるという理念の下、国と地方の役割分担を抜本的に見直すこと。その上で、地方自治体において自主性及び自立性が十分に発揮できるよう、法令等による義務付け・枠付け・関与を原則として廃止するとともに、法制化により既に設定されたものの撤廃も含め、「従うべき基準」の設定は行わないこと。また、基礎自治体優先の原則に基づき、国・道府県から指定都市への大幅な権限移譲を進めること。

あわせて、権限移譲により指定都市に新たに生じる財政負担については、税源移譲を基本として、適切な財政措置を講じること。

なお、地方分権改革推進委員会の勧告事項のうち見直しが行われていないものや、地方からの具体的な提案があったにもかかわらず見直しが行われていないものがあるなど、取組は未だ不十分な状況にある。よって、4月に設置された地方分権改革有識者会議において指定都市等の地方の意見を十分に反映させながら、国の責任の下で、改革の実現に向けた具体的な道筋を示し、更なる見直しを確実に進めること。

(2) 県費負担教職員の給与等の移譲に係る財政措置

県費負担教職員に係る包括的な権限を指定都市に移譲する際には、教育委員会の事務費や加配職員人件費等、移譲に係る経費の全額を適切に算定し、道府県から指定都市への税源移譲により必要額を措置すること。

2 国の出先機関の事務・権限の移譲

国の出先機関改革については、見直しに向けた具体的な工程を明らかにして、着実に改革を推進すること。

なお、ハローワークについては、既に実施されている国と地方の一体的な取組に係る成果と課題について早急に検証を行い、「ハローワーク特区」の実施にとどまらず、希望する指定都市への事務・

権限の移譲を実現すること。

また、直轄道路や直轄河川、その他の事務・権限についても、移管に向けた取組を速やかに実施すること。

3 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、税源移譲されるまでの間、地方が必要とする総額を確保し、継続事業の着実な実施に配慮するとともに、事業規模や使途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化など、地方にとって自由度が高く、活用しやすい制度とすること。

4 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を早期に廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すること。

5 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

地方交付税総額については、地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、予見可能性の確保に努めること。

また、地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の政策目的を達成するための削減は行わないこと。